

令和1年度	工 事 設 計 書			
工 事 名	令和元年度 伊賀市柏尾住宅除却工事			
施 工 場 所	伊賀市 柏尾 地内			
設 計 金 額				
工 事 期 間	契約の日から 令和2年3月27日 まで		設 計 令和2年2月	
	工 事 概 要		設 計	検 算
伊賀市柏尾839番地における、特定空家等の取りこわし工事 除却建築物① 主屋 木造地上1階建て 延床面積 111.0㎡ 除却建築物② 土蔵 木造地上2階建て 延床面積 32.4㎡ 除却建築物③ 作業場 軽量鉄骨造地上1階建て 延床面積 22.7㎡ 建築物・敷地内残存物撤去 敷地内樹木伐採			工 種	解
			工 種	解

用途	名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
	令和元年度 伊賀市柏尾住宅除却工事						
A	直接工事費		1	式			
B	共通仮設費	共通仮設費率	1	式			
	純工事費						
C	現場管理費	現場管理費率	1	式			
	工事原価						
D	一般管理費		1	式			
	工事価格						
	消費税及び地方消費税		1	式			
	設計金額						

用途	名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
A	直接工事費						
1	解体工事		1	式			
	A の計						

用途	名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
1	解体工事						
	外部足場	単管足場	248.0	架m ²			
	垂直養生	防災シート貼り	248.0	架m ²			
	除却建築物 主屋	木造 地上1階建て 処分を含む	111.0	m ²			
	除却建築物 土蔵	木造 地上2階建て 処分を含む	32.4	m ²			
	除却建築物 作業場	軽量鉄骨造 地上1階建て 処分を含む	22.7	m ²			
	残存物撤去	処分を含む	10.0	m ³			
	残存家電撤去	処分を含む 家庭用冷蔵庫*2台	1	式			
	植栽撤去	処分を含む 敷地内中・高木*11本	1	式			
	重機回送費		1	回			
	1 の計						

令和元年度 伊賀市柏尾住宅除去工事特記仕様書

本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）」（以下、「建設リサイクル法」という。）により分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務を有する工事であり、下記により分別解体等を行い、特定建設資材廃棄物の再資源化等を図るものとする。

1 一般的事項

- (1) 建物・工作物の解体にあたっては、建設リサイクル法及び石綿障害予防規則（平成 17 年 2 月 24 日厚生労働省令第 21 号）並びに関連する法令を遵守し、特に工事現場の施工・管理等は適切に行うものとする。
- (2) 解体する物件は、4 に掲げる建物・工作物等監督員が指示する物件とする。
- (3) 仕様書及び施工上において不明な点が生じた場合は、監督員の指示に従うものとする。
- (4) 建物・工作物の解体にあたっては、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）等の関係法令を遵守し、労働安全衛生に十分配慮するものとする。

2 特記事項

本工事の施工にあたり、本仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築物解体工事共通仕様書（平成 31 年版）」によるものとする。

3 仮設工事

本工事の施行にあたり、施行区域外にある敷地に詰所、飯場及び置き場等（これらに附属する設備を含む。）の設置を必要とする場合は、あらかじめ、当該敷地の所有者の承諾を得るものとし、これに要する費用は全て請負者の負担とする。

4 解体・撤去物件の範囲、構造及び数量

所在地	区分	構造等	数量
伊賀市柏尾 839 番地	建物 (主屋)	木造地上 1 階建て	延床面積 111.0 m ²
〃	建物 (土蔵)	木造地上 2 階建て	延床面積 32.4 m ²
〃	建物 (作業場)	軽量鉄骨（プレハブ）造	延床面積 22.7 m ²
〃	残存物	建築物・敷地内残存物	一式
〃	樹木	敷地内樹木	一式

5 解体・撤去作業

- (1) 解体工事にあたり、解体する建物の石綿等（石綿を含む建築材を含む。）の使用状況について事前に調査・確認を行い、作業に伴う計画、届出、措置、作業主任者の選任、特別の教育等を石綿障害予防規則に基づいて適切に実施するとともに、工事現場の石綿等の

有無及び石綿暴露防止対策の実施内容について、作業現場の見やすい場所に掲示するものとする。

- (2) 分別解体等にあたっては、建設リサイクル法第9条第2項に定めるところにより、施行方法に関する基準として「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則（国土交通省・環境省令第1号）」（以下、「主務省令」という。）第2条に規定する基準に従い、施工しなければならない。
- (3) 4に掲げる物件は、地上部、地下部とも撤去する。
- (4) 水道管及び排水管の撤去にあたっては、撤去箇所の始点を明示するものとする。
- (5) 解体・撤去により生じた施工地の凸凹は、現在の地盤となじみよく平坦に埋め戻し転圧すものとする。
- (6) 建物、工作物等の解体・撤去にあたり次の措置を講ずるものとする。
 - ① 第三者に危害を及ぼさないよう防護措置を講ずるものとする。
 - ② 騒音、振動の防止対策は、善良な管理者をもって対処するものとする。
 - ③ 粉塵の作業区域外への飛散が危惧される場合には、防護網及び散水等により飛散防止措置を講ずるものとする。

6 特定建設資材の再資源化等

特定建設資材廃棄物の再資源化等については、関係法令等を遵守するものとし、特定建設資材廃棄物の運搬は、産業廃棄物の運搬業の知事の許可を得た者によるものとし、事前に当該事業者の「産業廃棄物収集運搬業許可証」（写）を提出するものとする。

7 各種の手続き等

電気、ガス、電話、上下水道等の施設の撤去にあたっては、事前に関係機関に必要な手続き及び施工上の措置等の確認を行い施工するとともに、建設リサイクル法第11条に規定されている「通知書」及び建築基準法第15条第1項に規定されている「建築物除却届」について、関係行政機関へ必要な手続を行うものとする。

- 8 本工事施工にあたり、4に掲げる物件及び監督員の指示による以外の物件を滅失又は毀損した場合は、発注者の指示に従って原状に回復し、又は損害賠償をしなければならない。
- 9 本工事完了後は、3により敷地内に設置した仮設物を撤去し、敷地内全体の清掃を行うこと。
- 10 本工事に係る特定建設資材廃棄物の再資源化が完了したときは、建設リサイクル法第18条第1項の規定により、その旨を書面にて報告するものとする。
- 11 以上の外、本工事の施工にあたり疑義があるときは、発注者の指示を求めること。